

中央社保協・北海道社保協による「自治体行財政調査」から 集計表～介護保険剰余金と第4期介護保険事業計画に向けての処理方法

《調査対象自治体》 34市・127町村・4広域連合
 《回答自治体》 63自治体(15市46町村2広域連合) 回収率～37.9%

○市部 15市 回収率～44.1%

註：①「現」「次」の数字は保険料の段階数

②「第4期保険料」は、予定額、案を含む金額

③表中の「第3期 * ,***」は現在の平均保険料額

自治体名	剰余金累計額	処 理 方 法	現	次
札幌市	4,271,440,687	・未定 第3期 4,205	7	未
小樽市	647,021,000 (20.9 議会補正)	・保険料軽減を含め検討中 (調査回答後、次期保険料を月額510円引き下げることが判明) 第3期 4,897	7	未
帯広市	555,827,000	・第4期における第1号被保険者保険料の上昇を抑制するために、一定の額については取り崩す。 第3期 4,190	6	未
北見市	230,000,000	・介護報酬改定により検討中 第3期 3,334	6	未
網走市	227,922,196	・上乗せサービス(住宅改修+10万円)、横だしサービス(ロードヒーティング施工費および椅子式階段昇降機設置工事費)分に充当。 ・その他の剰余金は、第4期保険料に充当を検討中 第3期 3,750	6	8
苫小牧市	188,964,000	・第4期計画期間内に給付費の補填財源として全額取り崩す 第3期 3,900	6	未
稚内市	215,000,000	・第5期で取り崩し(5千万円×3カ年) 所得段階10段階に額は未定 第3期 3,992	6	10
江別市	320,000,000	・保険料の急激な上昇を抑制するために、基金については最大限活用する 第3期 3,860	6	未
根室市	307,033,993	・急激な保険料の値上げを避けるために活用する 第3期 2,600	6	未
士別市	130,085,000	・剰余金を取り崩し、第4期保険料負担の軽減を図る予定 第3期 3,242	6	未
富良野市	83,416,000	・第4期介護保険料に繰り入れ ・介護給付費準備金に積み立てし、保険料に影響がないよう取り崩しながら活用している ・最低限必要を認める額のみ積み立て 第4期保険料 1-22,900 2-22,900 3-34,400 4-41,700 5-53,200 6-53,200 7-57,300 8-68,800 第3期 3,650	6	8
恵庭市	233,000,000	・第4期介護保険料の負担上昇を抑制するべく、不測の事態などに備える必要な額を残して繰り入れる 第4期保険料 1-1,450 2-1,450 3-2,175 4-2,900 5-3,625 6-4,350 4・5段階で弾力化を実施する予定 第3期 3,100	6	6
伊達市	166,758,000	・介護給付費準備金に積み立て ・第4期計画期間中に100,000千円取り崩す予定 第4期保険料 1-22,800 2-29,600 3-34,200 4-37,848 5-45,600 6-57,000 7-68,400 第3期 4,250	6	7
北広島市	174,483,847	・第4期介護保険事業計画にて取り崩し 第3期 3,800	7	8
石狩市	135,545,825	・国、道、市などに対し平成19年における必要額などにより精算行為をおこなう。 第4期保険料 1-25,800 2-25,800 3-38,700 4-46,950 5-51,600 6-59,850 7-64,500 8-77,400 9-90,300 第3期 4,200	6	9

○町村部 46町村 回収率～36.2%

自治体名	剰余金累計額	処 理 方 法	現	次
足寄町	26,541,545	・介護給付費準備金に積み立てし、H18、19年度に給付費充当分として、H18年度1,220,000 H19年度6,118,755を取り崩した 第3期 3,192	6	未
遠別町	26,527,264	・介護老人福祉施設の増床計画あり、保険料の激変緩和の財源とする 第4期保険料 1-22,100 2-22,100 3-33,150 4-36,690 5-44,210 6-55,270 7-66,320 第3期 3,685	6	7
奥尻町	29,67,846	・基金に積み立て 第4期保険料 1-16,800 2-16,800 3-25,200 4-33,600 5-42,000 6-50,400 第3期 2,800	6	6
置戸町	未定	・基本的には保険料を算定する段階において算入する考えである ・6又は7段階にするか未定 第3期 2,900	6	未
興部町	24,088,247	・保険料に繰り入れする(基金) 第4期保険料 1-15,000 2-15,000 3-22,500 4-30,000 5-33,600 6-37,500 7-45,000 第3期 3,000	6	7
上士幌町	30,846,000	・介護保険準備基金に積み立て(剰余金の1/2) 第3期 3,770	6	未
上湧別町	77,631,178	・介護給付費の増加が予測されることから、後年度負担を軽減するため、介護保険給付準備基金として積み立てる 第4期保険料 1-1,600 2-1,600 3-2,400 4-3,200 5-3,600 6-4,000 7-4,800 4-2,800(低所得者) 第3期 3,200	6	7
神恵内村	3,155,557	・繰越金 第4期保険料 1-23,800 2-23,800 3-35,700 4-47,600 5-59,500 6-71,400 第3期 3,850	6	6
京極町	61,000,000	・だい4～5期の保険料の減額のために費消し、残額は広域事務連合の基金として統合予定 第4期保険料 1-15,600 2-15,600 3-23,400 4-31,200 5-39,000 6-46,800 第3期 3,667	6	6
訓子府町	37,859,000	・第4期中に取り崩す 第3期 3,500	6	未
様似町	74,000,000	・第4期計画にて取り崩し予定、額については未定 第3期 3,050	6	未
更別村	25,210,435	・介護給付費に不足時に繰り入れる 第3期 3,900	6	未
鹿追町	無記入	・翌年度の介護会計に繰越金として充当しています。(国、道の給付費の剰余金は返還) 第4期保険料 1-24,000 2-24,000 3-36,000 4-48,000 5-60,000 6-72,000 第3期 4,000	6	6
佐呂間町	47,865,000	・第4期計画中に歳入として繰り入れる 第4期保険料 1-1,800 2-1,800 3-2,700 4-3,600(合計所得80万円≤ 3,100) 5-4,000 6-4,500 7-5,400 第3期 3,600	6	7
士幌町	42,198,754	・積立金が十分な額とは言えず現時点においても計画施行率が95%以上のため取り崩しを行わない方向で検討している 第3期 3,800 第4期保険料 1-2,050 2-2,050 3-3,075 4-4,100 5-5,125 6-6,150	6	6
占冠村	なし	第4期保険料 1-1,900 2-1,900 3-2,800 4-3,700 5-4,700 6-4,700 7-5,600 第3期 3,600	6	7
積丹町	ほとんど無い	・利用できない 第3期 3,134	6	未
白糠町	32,044,506	・介護給付費準備基へ積み立て 第3期 3,134	6	無
新得町	81,726,420	・次期計画において、地域密着サービス施設の整備を予定しているために、大幅な保険料の増額が予定される。そのための今回の計画では、端数整理に係わる最小限の基金取り崩しにとどめ、次回の保険料緩和措置に充当したい 第3期 3,700	6	未
滝上町	27,000,000	・介護給付費準備基金会計に積み立て、次期介護保険料を決定する際に取り崩すこととしている。 第4期保険料 1-21,600 2-21,600 3-32,400 4-43,200(30,240) 5-55,040 6-54,000 7-64,800 第3期 3,600	6	7
津別町	無記入	・剰余金があった場合は、次年度以降に備え介護給付費準備基金に積み立てをし、給付費に不足が生じた際に取り崩し補填する 第3期 2,800 1-16,800 2-16,800 3-25,200 4-29,400 5-33,600 6-42,000 7-50,400	6	7

自治体名	剰余金累計額	処 理 方 法	現 次
当別町	27,000,000	・介護給付費準備基金に積み立てし、次期介護保険料に充当 第3期 3,900	6 未
豊頃町	26,500,000	・第1号被保険者介護保険料軽減のために、第4期計画期間以降に処理する 第3期 3,659	6 未
中標津町	検討中	・第4期にて取り崩しを検討 ・6段階または8段階を検討している 第3期 4,134	6 未
中富良野町	なし	第3期 3,300	6 未
浜中町	47,679,000	・基金積み立て 第3期 2,900	6 未
日高町	66,450,000	・一部を第4期保険料算定にあたり取り崩す 第3期 3,775	6 6
美幌町	77,846,000	・介護報酬アップ分・現行保険料据え置き分・介護給付費伸び額への充当 第3期 3,200	6 未
平取町	45,365,000	・介護保険料に活用していく方向で検討中 第3期 3,400	6 6
広尾町	0	・第3期で全額利用 第4期保険料 1-2,100 2-2,100 3-3,150 4-4,200 5-5,250 6-6,300 第3期 3,800	6 6
別海町	58,515,514	・第4期中で増となる給付費に充当し剰余金を適正額とする予定 第4期保険料 1-2,050 2-2,050 3-3,075 4-4,100 5-5,125 6-6,150 第3期 4,100	6 6
北竜町	30,141,308	・第4期に繰り入れを行う予定 第3期 4,000	6 未
増毛町	1,900,000	・第4期で全額繰り入れする予定（準備基金） 第3期 2,800 第4期保険料 1-1,700 2-1,700 3-2,550 4-3,400 5-4,250 6-5,100	6 6
真狩村	26,207,000	・4期の保険料に一部充当する 第4期保険料 1-1,500 2-1,500 3-2,250 4-2,730 5-3,000 6-3,240 7-3,750 8-4,500 第3期 3,000	6 8
芽室町	8,000,000	・必要最低限を除き、第4期の歳入に繰り入れる 第3期 3,700	6 未
森町	無記入	・剰余金は基金に積み立て、次期計画期間で取り崩し保険料に反映させる。 第4期 2,000 2,000 3,000 3,400 4,000 5,000 6,000 第3期 3,900	6 7
余市町	24,749,073	・H20年度予算に剰余金の一部(18,149,000)を歳入予算化し、給付費の財源とする 第3期 4,300	6 多段
留寿都村	13,613,250	・取り崩し、第4期に投入 第3期 3,000 第4期保険料 1-1,500 2-1,500 3-2,250 4-3,000 5-3,750 6-4,500	6 6
羅臼町	30,417,980	・次年度へ繰り越し 第3期 3,575	6 6
由仁町	67,000,000	・介護給付費など、本来使用すべき用途に使用する 第3期 3,200	6 未
礼文町	未	・次年度繰越 第3期 3,900	6 6
福島町	36,743,000	・介護給付費に対する第1号被保険者の収納不足分として繰り入れ	6
八雲町	100,000,000	・介護報酬引き上げ、第1号被保険者負担割合の上昇、激変緩和策措置の終了に伴う代替措置（第4段階の細分化）の実施（予定） ・地域密着型サービスの整備等による保険給付の上昇などから、大幅な保険料の引き上げを抑えるため、基金（剰余金）の2/3程度取り崩し第3段階基準額（第4段階44,400円）を堅持する予定 第4期保険料 1-22,200 2-22,200 3-33,300 4-44,400(軽減39,960) 5-55,500 6-66,600 第3期 3,700	6 6

○広域連合 2広域連合 回収率～50%

大雪	119,000,000	・介護給付費準備金として第4期に充当する 第3期 4,334	6 未
日高中部 H20見込み	320,388,474	・第4期介護保険事業計画において取り崩すよう保険料を設定する 第3期 3,650	6 8